

# ◇議案第59号「上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第61号「上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の概要

## 1 改正の理由

教育委員会事務局の組織について再編を行うため、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、市長と協議を行った結果、市長からの回答を踏まえ、所要の改正を行うとともに、併せて規定の整理を行うもの。

※ 教育委員会発出 市長宛 協議文書の写し（2ページ資料）

※ 市長発出 教育委員会宛 回答文書の写し（3ページ資料）

## 2 改正点

- (1) スポーツ振興センター及び市民体育館の組織を廃止し、スポーツ振興課を新たに設置すること。
- (2) スポーツ振興センター所長、スポーツ振興センター次長及び市民体育館長の職を廃止し、スポーツ振興課長の職を新たに設置すること。
- (3) スポーツ振興課の分掌事務について、これまでのスポーツ振興センターの分掌事務に加え、スポーツ関係団体に関することを加えたこと。
- (4) その他、規定の整理を行ったこと。

## 3 施行期日 平成25年4月1日

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

② 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

## ◇組織の廃止及び新設に係る教育委員会発出 協議文書

写

上教総第397号  
平成24年11月6日

上尾市長 島村 穰 様

上尾市教育委員会



上尾市教育委員会における組織の廃止及び新設について（協議）

下記のとおり、当委員会の組織について再編を行うため、教育委員会規則及び規程の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の4第2項の規定に基づき、協議します。

記

- 1 廃止する組織 スポーツ振興センター 及び 市民体育館
- 2 廃止する課長職以上の職 スポーツ振興センター所長、スポーツ振興センター次長、市民体育館長
- 3 新設する組織 スポーツ振興課  
〔スポーツ振興課の分掌事務〕
  - (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
  - (2) スポーツ・レクリエーション施設（都市計画公園内施設を除く。）の整備及び管理に関すること。
  - (3) 学校体育施設の開放に関すること。
  - (4) スポーツ推進審議会に関すること。
  - (5) スポーツ推進委員に関すること。
  - (6) スポーツ関係団体に関すること。
- 4 新設する課長職以上の職 スポーツ振興課長
- 5 改正を行う教育委員会規則及び規程
  - (1) 上尾市スポーツ推進審議会規則（昭和51年教育委員会規則第8号）
  - (2) 上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年教育委員会規則第3号）
  - (3) 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）
  - (4) 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年教育委員会訓令第1号）
  - (5) 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年教育委員会訓令第1号）
  - (6) 上尾市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（平成22年教育委員会教育長訓令第1号）
- 6 施行期日 平成25年4月1日

担当：教育総務部総務課 池田（内線711）

◇組織の廃止及び新設に係る上尾市長発出 協議に対する回答文書

写

上 庶 第 4 1 9 号  
平成24年11月16日

上尾市教育委員会 様

上尾市長 島村 穂



上尾市教育委員会における組織の廃止及び新設に係る地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第180条の4第2項の協議について  
(回答)

平成24年11月6日上教総第397号で協議のありました標記については、  
次の条件を付けて同意します。

スポーツ振興課の分掌事務に「市民体育館に関すること。」「平方スポーツ広  
場に関すること。」「平方野球場に関すること。」及び「平塚サッカー場に関す  
ること。」を加えること。

担当 総務部庶務課法規・事務管理担当 鈴木 知哉  
内線 422



◇上尾市スポーツ推進審議会規則（昭和51年上尾市教育委員会規則第8号） 新旧対照表

改正前 ( 改正部分)	改正後 ( 太字 改正部分)
<p>(庶務)</p> <p>第4条 審議会の庶務は、<u>教育総務部スポーツ振興センター</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第4条 審議会の庶務は、<b>教育総務部スポーツ振興課</b>において処理する。</p>

◇上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 ( 改正部分)	改正後 ( 太字 改正部分)												
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において「グループ」とは、次条第2項に規定する課又はセンターの分掌事務を分担して職員（特に指定された事務のみを掌理する職員を除く。）に処理させるため、当該課又はセンターごとに編成される職員の集団をいう。</p> <p>(内部組織及びその分掌事務)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課又はセンターを置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部の名称</th> <th>課又はセンターの名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務課、生涯学習課、スポーツ振興センター</td> </tr> <tr> <td>学校教育部</td> <td>学務課、指導課、学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表の左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ置かれる課又はセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部          総務課              (1)～(14)          生涯学習課              (1)～(7)</p>	部の名称	課又はセンターの名称	教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興センター	学校教育部	学務課、指導課、学校保健課	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において「グループ」とは、次条第2項に<b>規定する課</b>の分掌事務を分担して職員（特に指定された事務のみを掌理する職員を除く。<b>以下この条において同じ。</b>）に処理させるため、当該<b>課において</b>編成される職員の集団をいう。</p> <p>(内部組織及びその分掌事務)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部の名称</th> <th>課の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務課、生涯学習課、スポーツ振興課</td> </tr> <tr> <td>学校教育部</td> <td>学務課、指導課、学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表の左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ置かれる課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部          総務課              (1)～(14)          生涯学習課              (1)～(7)</p>	部の名称	課の名称	教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興課	学校教育部	学務課、指導課、学校保健課
部の名称	課又はセンターの名称												
教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興センター												
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課												
部の名称	課の名称												
教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興課												
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課												

### スポーツ振興センター

- (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の整備及び管理に関すること。
  
- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
  
- (4) 市民体育館に関すること。
- (5) 平方スポーツ広場に関すること。
- (6) 平方野球場に関すること。
- (7) 平塚サッカー場に関すること。

《以下省略》

(職及び職務)

第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を助け、部の事務を調整する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
<u>スポーツ振興センター</u>	<u>所長</u>	<u>上司の命を受け、スポーツ振興センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。</u>
	<u>次長</u>	<u>所長を助け、スポーツ振興センターの事務を調整する。</u>

### スポーツ振興課

- (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設（都市計画公園内の施設を除く。）の整備及び管理に関すること。
- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) スポーツ関係団体に関すること。
- (5) 市民体育館に関すること。
- (6) 平方スポーツ広場に関すること。
- (7) 平方野球場に関すること。
- (8) 平塚サッカー場に関すること。

《以下省略》

(職及び職務)

第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を助け、部の事務を調整する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

改正前 ( 改正部分)			改正後 ( 太字 改正部分)		
2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
組織	職	職務	組織	職	職務
部	参与	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。	部	参与	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	参事	同上		参事	同上
	主席副参事	同上		主席副参事	同上
	副参事	同上		副参事	同上
課及びスポーツ振興センター	主席主幹	上司の命を受け、課又はスポーツ振興センターの事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する(特に指名された主席主幹にあっては、さらに、課長又はスポーツ振興センター次長を補佐する。)	課	主席主幹	上司の命を受け、課の事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する(特に指名された主席主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。)
	主幹	上司の命を受け、課又はスポーツ振興センターの事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う(特に指名された主幹にあっては、さらに、課長又はスポーツ振興センター次長を補佐する。)		主幹	上司の命を受け、課の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う(特に指名された主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。)
	副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う(特に指名された副主幹にあっては、さらに、課長又はスポーツ振興センター次長を補佐する。) (2) サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。		副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う(特に指名された副主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。) (2) サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
	主査	(1)～(3) 《省略》		主査	(1)～(3) 《省略》
備考 1 この表において「リーダー」とは、課長又はスポーツ振興センター次長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者をいう。 2 この表において「サブリーダー」とは、課長又はスポーツ振興センター次長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者をいう。			備考 1 この表において「リーダー」とは、課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者をいう。 2 この表において「サブリーダー」とは、課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者をいう。		

## ◇上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 ( <u>      </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)																																	
<p>(機関等)</p> <p>第2条 教育委員会の所管に属する機関の所掌事務及びその所属する部又は課は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>所掌事務</th> <th>所属する部又は課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館</td> <td>社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務</td> <td>教育総務部</td> </tr> <tr> <td>市民体育館</td> <td><u>上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号)第2条に規定する業務</u></td> <td><u>スポーツ振興センター</u></td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務</td> <td>指導課</td> </tr> <tr> <td>中学校給食共同調理場</td> <td>上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務</td> <td>学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(必置の職及びその職務)</p> <p>第3条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第1項の規定により館長を置くほか、次長を置き、その職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>2 次に掲げる館長及び所長の職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>(1) 上尾市立公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)第3条第1項に規定する館長</p> <p>(2) <u>上尾市民体育館条例第1条に規定する館長</u></p> <p>(3) <u>上尾市教育センター条例第3条に規定する所長</u></p> <p>(4) <u>上尾市立中学校給食共同調理場条例第3条に規定する所長</u></p>	機関	所掌事務	所属する部又は課	公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課	図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部	市民体育館	<u>上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号)第2条に規定する業務</u>	<u>スポーツ振興センター</u>	教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課	中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課	<p>(機関等)</p> <p>第2条 教育委員会の所管に属する機関の所掌事務及びその所属する部又は課は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>所掌事務</th> <th>所属する部又は課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館</td> <td>社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務</td> <td>教育総務部</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務</td> <td>指導課</td> </tr> <tr> <td>中学校給食共同調理場</td> <td>上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務</td> <td>学校保健課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(必置の職及びその職務)</p> <p>第3条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第1項の規定により館長を置くほか、次長を置き、その職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>2 次に掲げる館長及び所長の職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。</p> <p>(1) 上尾市立公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)第3条第1項に規定する館長</p> <p>(2) <u>上尾市教育センター条例第3条に規定する所長</u></p> <p>(3) <u>上尾市立中学校給食共同調理場条例第3条に規定する所長</u></p>	機関	所掌事務	所属する部又は課	公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課	図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部	教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課	中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課
機関	所掌事務	所属する部又は課																																
公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課																																
図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部																																
市民体育館	<u>上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号)第2条に規定する業務</u>	<u>スポーツ振興センター</u>																																
教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課																																
中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課																																
機関	所掌事務	所属する部又は課																																
公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課																																
図書館	上尾市図書館規則(昭和52年上尾市教育委員会規則第4号)第18条に規定する業務	教育総務部																																
教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課																																
中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課																																